

### [事案 21-38] 手術給付金請求

- ・平成 21 年 6 月 9 日 裁定申立
- ・平成 21 年 6 月 26 日 申立不受理決定

#### < 事案の概要 >

「両口蓋扁桃腺摘出術」を受け手術給付金を請求したところ、約款別表記載の手術に該当しないとの理由で支払われなかった。加入時に支払われない場合の説明は受けておらず、社会通念上「手術を受ければ手術給付金を受けられる」と思い契約したので、たとえ約款上の支払対象外手術であったとしても、手術給付金を支払ってほしい。

#### < 不受理の理由 >

保険約款は、保険会社によって予め作成された契約の内容となるべき標準的な契約条項であり、保険会社が契約者に提示することによって当該約款を契約内容とする保険契約が成立すること、および契約成立後に当該保険約款の規定が当事者を法的に拘束することは、保険制度の基本をなすものである。したがって、裁定審査会では、申立人の申立て内容は法律上成り立ち得ず、「申立内容がその性質上裁定を行うのに適当でないと認められるとき」に該当すると判断し、生命保険相談所規程 32 条第 1 項第 5 号により、申立てを不受理とした。